

自動車地球温暖化対策計画について

趣旨・目的

- 30台以上の車両を事業活動の中で使用する事業者は、「自動車地球温暖化対策計画」を作成し、自主的に自動車排出温室効果ガスの削減を行う。30台未満の事業者も任意参加可。計画提出者は、エコドライブ推進者を選任する。
- 200台以上という多数の自動車を使用する事業者は、知事が定める期限までに知事が定める割合以上を低燃費車に転換していくものとする。

自動車地球温暖化対策計画の概要

対象

県内で30台以上自動車を使用する事業者
30台未満の事業者も任意参加可

主な 計画内容

①自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素の目標量
・計画期間最終年のCO2目標量(次の計画期間から削減率を記載)を記載

②事業活動に伴う自動車排出温室効果ガスの排出を抑制
するために講ずべき措置

(例)

- ・低燃費車への転換状況(代替計画)
- ・エコドライブなど適正運転の実施状況
- ・モーダルシフトの推進

など

(報告)

- ・前年度の自動車排出CO2量および目標値に対する割合
- ・翌年度の自動車排出CO2の目標量
- ・②で講じた措置の実施状況および今後の実施状況

③エコドライブ推進者の届出

年度報告

④(200台以上自動車を使用する事業者)低燃費車の導入計画